

生活保護(居宅)申請、60歳以上限定推進中

輪番の仕事量が増えないとすれば、 人を減らせば輪番の回転は速くなる

下の表は、輪番登録している仲間の、年齢でのグループ分けと8月における就労の有無(センター清掃をのぞく)でグループ分けしたものだ。

8月に、センター清掃(大阪環境の仕事)には行っているかも知れないけれど、特掃の仕事には一度も来ていない人数が925人で、一度でも特掃(三徳寮と釜ヶ崎支援機構の仕事)に来ている人数が1968人というわけだ。

これまで、65歳以上の仲間には、生活保護に移行して、生活保護に移行できない仲間のために輪番就労を譲って欲しいとお願いし続けてきた。それでも、マア、色々事情があったり、考えがあったりで、65歳以上の仲間でも205人が就労していることがわかる。

	就労なし	就労あり	合計
70歳以上	33人	37人	70人
65歳～69歳	145人	168人	313人
60歳～64歳	405人	919人	1324人
59歳以下	342人	844人	1186人
合計	925人	1968人	2893人

今、進行していることは、就労枠の拡大が当面望めないの、生活保護へ移行できる幅が広がった事を受けて、輪番卒業年齢を60歳まで下げて、59歳以下の仲間の就労機会を拡大しようということだ。

60歳以上の仲間が、すべて協力してくれて生活保護に移行すれば、輪番に残るのは、844人と言うことになる。この人数であれば、月に6～7回の就労となる。

就労機会の拡大を生活保護への移行＝登録人員の圧縮で実現しようと言うのは、はなはだ消極的な話ではあるが、何度も言うように仕事量が増えないのに現状のままでは、共倒れだ。数少ない就労機会でも離れるのは寂しい、仕事を続けたい、そう思う気持ちが強いのはわかる。生活保護を受けても働いていけないわけではない。生活保護で最低の生活費と住む所は確保されているのだから、輪番就労以外の仕事を粘り強く探して、気持ちの張りをなくさないように頑張りたい。

今、集団検診の結果を個々人に伝えているが、検診を請け負った業者によると、これほど再検査が必要な人の多い検診は経験がないということだ。健康面でも待ったなし。

1) 旧 福祉事務所(各区保健福祉センター支援運営課)に行く前に(当面60歳以上)

①「生活保護申請にあたっての基礎事項」の記入

福祉の相談窓口に行くと、まず「生活歴、職歴、病歴、居住歴及び現在の生活状況等」などが聞かれ

る。お役所でこんな事を突然聞かれると、大概の人はしどろもどろになって、うまく説明できなくなる。あらかじめ心を落ち着けて、自分で書いていった方が、話は早い。そのための書式がある。釜ヶ崎支援機構が作成した「生活保護申請にあたっての基礎事項」の用紙がそれだ。配布した「手引き書」に、二つ折りで挟んである。できるだけ自分で書いて欲しいが、書ききれなければ、釜ヶ崎支援機構のスタッフに相談してもらいたい。

②ハローワークについて「求職受付票」をつくろう

稼働能力(働く力)があるからといって、話を聞かずに窓口から追い返してはいけませんが、働こうと努力していることは確認しなさい、ということになっている。では、どのような方法で働こうと努力していることを他人に伝えるか、ということになる。お役人の世界では、仕事探しは職安ですることになっているようで、新聞で探したり、貼紙を見て廻るといふことでは努力として認めてくれない。仕方がないので、職安に行って「求職受付票」を作ってもらい、相談するたびにスタンプを押して貰うことで、就労しようと努力していることを示すことになる。数は多いほどいい。パート仕事でもあれば、それを決めて働き、収入が基準額以下なら、生活保護に満たない額を足して貰うことができる。アルミ缶の収入も努力の証明となる。

③入居するアパートの目鼻を付けよう

敷金は不動産屋の手数料等いっさい込みで29万4千円を限度に支給される。家賃は4万2千円以内だ。共益費・電気・水道代は自己負担となる。その条件に合う物件を探して、「敷金の見積書」「家賃額証明書」を準備しておこう。不動産屋であれば、重要事項説明書を書いてくれる。賃貸情報は、各自であたってみてください。あてが全くなければ、紹介します。

「布団代」や「家具什器費(鍋釜ヤカンの類)」の見積もりも準備しておくこと。

アパート・マンションに入っても布団や鍋釜がないと生活できない。入居と同時に揃うよう見積もりを。

2) 旧 福祉事務所 (各区保健福祉センター支援運営課) に行く

①区役所の中の保健福祉センター支援運営課受付で、生活保護の相談に来たことを伝える

役所という所は、まず待たせる所だと覚悟を決めておこう。受付で名前をいって相談内容をいうと、しばらく待つようにいわれる。次に名前が呼ばれ、別の部屋に案内されることになる。そこで相手をしてくれるのは、受け付け面接専門の職員だ。お役所では「受面担当」と略していう。

受面担当者に、準備しておいた「生活保護申請にあたっての基礎事項」やスタンプをおしてある「求職受付票」、持っていれば最近の残高記帳済みの預金通帳・年金証書などを出して確認して貰う。

受面担当者は質問することが仕事なので、色々聞かれるが、冷静に答えよう。質問の意味がよく判らなければ、判りやすいように質問し直して貰おう。質問の意味がよく判らないのに中途半端に答えると、誤解

が生じることになるから。ハンコは必ず持って行くこと。